

令和8年度 第1回新潟県最低賃金専門部会提出資料の訂正について

令和8年7月29日 第1回新潟県最低賃金専門部会に提出しました「資料 No.3 地域別最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導結果」について、資料に誤りがあることが判明しましたので下記のとおり訂正いたします。

審議資料を訂正することとなりましたことを深くお詫び申し上げます。

記

訂正内容等は以下のとおりです。詳細は別紙をご参照ください。

(訂正内容)

「(新潟労働局)地域別最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導結果の推移」の表において、令和8年1月～3月における「実施事業場労働者数」、「最低賃金未満労働者数」において、データに誤りがあったため、訂正しました。

(誤りの原因)

当該年度の資料を作成する過程において、誤って前年度資料のデータを貼り付けたために誤りが発生しました。

(再発防止策)

作業ファイル間でデータのコピー、貼り付けを行う際には、コピー元データと貼り付け先を確認するとともに、クロスチェックを行うなど、チェック体制を見直します。

地域別最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導結果

赤字部分をリバイス

	令和8年1月～3月(令和7年度)			令和7年1月～3月(令和6年度)		
	監督件数 (実施事業場数)	最低賃金 違反件数 (違反事業場数)	違反率	監督件数 (実施事業場数)	最低賃金 違反件数 (違反事業場数)	違反率
全 国	20,685	2,063	10.0%	20,281	2,034	10.0%
新潟局	724	82	11.3%	749	50	6.7%

(新潟労働局)地域別最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導結果の推移

	監督実施 事業場数	違反事業場数	違反率(%)	実施事業場 労働者数	最低賃金未満 労働者数	前年からの引上 げ額(時間額)
平成27年 1月～3月	295	23	7.8	4,793	48	+14円 (715円)
平成28年 1月～3月	457	36	7.9	9,128	83	+16円 (731円)
平成29年 1月～3月	544	57	10.5	6,008	140	+22円 (753円)
平成30年 1月～3月	580	58	10.0	6,783	140	+25円 (778円)
平成31年 1月～3月	505	58	11.5	4,993	107	+25円 (803円)
令和2年 1月～3月	562	50	8.9	5,225	124	+27円 (830円)
令和3年 1月～3月	446	33	7.4	3,427	67	+1円 (831円)
令和4年 1月～3月	454	34	7.5	4,959	66	+28円 (859円)
令和5年 1月～3月	474	25	5.3	5,868	41	+31円 (890円)
令和6年 1月～3月	512	35	6.8	5,195	62	+41円 (931円)
令和7年 1月～3月	749	50	6.7	6,580	91	+54円 (985円)
令和8年 1月～3月	724	82	11.3	7,063	101	+65円 (1,050円)